



西土調発第 155 号
令和 5 年 7 月 28 日

苦楽園大丸地区道路管理組合
会長 太田 健義 様

西宮市長 石井 登志郎
(土木調査課扱い)



私道の市道への移管の要望書について (回答)

令和 5 年 3 月 31 日付で要望のあった私道の市道への移管について、下記のとおり回答いたします。

- (1) 私道を市道に編入する場合の主な要件は、次のとおりです。
 - ① 建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号道路 (位置指定道路) のうち、原則として公道から公道に接続するものであること (但し、道路の上法は引き継ぎ対象としない)
 - ② 幅員 4m 以上で、舗装や安全施設及び公共下水道計画に基づく雨水排水施設が整備され、交差箇所には原則隅切りがあり、通行上支障のない線形・勾配であること
 - ③ 道路用地の所有権を無償で本市に移転 (寄附) するものであること
- (2) 今回、関係各課と現地調査を行い、法務局の公図・土地所在図等の土地の関係資料を確認した結果、市道への移管については以下の項目について処理・改善が必要です。
 - ① 道路区域の確定測量並びに道路に接する宅地の確定測量
貴管理組合所有の苦楽園四番町 141 番外とこれに隣接する宅地との境界確定が必要です。又、その他道路施設等の引き継ぎに当たっては、宅地側の確定測量を行った上で当該部分の分筆登記が必要です。
 - ② 道路用地内の宅地法面の分筆
道路用地を含む地番のうち、苦楽園四番町で引継ぎ対象でない宅地の法面が含まれており、この部分は分筆登記が必要です。
 - ③ 公図の訂正 (地図訂正)
法務局公図と現況の相違箇所については、公図の訂正 (地図訂正) が必要です。
 - ④ 幅員及び勾配の改善
幅員が 4m を切るもの、勾配が急なものについては、現状では引継ぎ困難です。
 - ⑤ 個人所有地内を通る雨水排水施設の付け替え
雨水排水施設の一部が個人所有地を通っている箇所があり、付け替えが必要です。
 - ⑥ 道路法面の保護工事等
急峻な道路法面があり、その保護工事の実施と安全性の確認が必要です。

⑦ 個人工作物の撤去

側溝及び道路法面等の引き継ぎ用地内に張り出している個人工作物は、引継後不法占拠物件となりますので、予め撤去が必要です。

⑧ 私設雨水管の公共下水道施設としての移管

当該道路等に埋設されている私設雨水管を公共下水道施設として移管する場合は、現在の本市の公共下水道計画・管理基準に基づき人孔蓋の取替・人孔構造・管径・管種等を見直したうえ移管する必要があります。(要工事)

なお、この場合においても宅地内からの雨水取付管は、道路引継後においても個人管理となります。

⑨ 橋梁の架け替え

現存する橋梁の構造、設計基準、コンクリート強度等が不明であり、老朽化(鉄筋露出、ひび割れ、鋼桁の腐食等)が進行しているため現状のまま引き継ぐことはできません。「A活荷重」を想定した車両通行について問題がないよう架け替えが必要です。また、有効幅員は4.0m以上かつ前後の道路の有効幅員以上、高欄高さは1.1m以上必要です。なお、橋梁の架け替えに際しては、原則として市の管理する水路断面を侵さないよう計画してください。

⑩ 給水管の布設替え

布設されている給水管の寄付採納を行う場合は、管路が老朽化しているため布設替え等をする必要があります。なお、寄付採納対象となる管路は、共有管部分のみとなります。詳細については別途協議してください。

※なお、これらの事務手続き、工事及びその他引継ぎに必要であると認められる作業については、全て貴管理組合側の費用負担で行い、その上で当該道路施設と用地を無償で市へ引き継いでいただくこととなります。

以上